

発議第2号

道路特定財源の暫定税率撤廃に関する意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成20年2月29日提出

提出者 高山市議会議員 伊 嶌 明 博

賛成者 高山市議会議員 牛 丸 尋 幸
若 山 加代子

道路特定財源の暫定税率撤廃に関する意見書

昭和49年度から2年間の「暫定措置」として実施された揮発油税、地方道路税、自動車取得税、自動車重量税の税率引上げ及び昭和51年度からの軽油引取税の税率引上げが、30年余を超えた今もなお続いており、本来の税率のおよそ2倍の税率が適用されている。

その一方で、近年、原油高騰に伴う石油製品の値上げが続き、レギュラーガソリンの小売価格は、過去最高値の更新が確実な情勢となっている。また、こうした値上げの波は、製造業を始めとした中小企業の経営を圧迫するとともに、国民生活の隅々にまで広がり、景気動向に大きな影響を及ぼしつつある。とりわけ寒冷地である当市の市民にとって灯油高は、生活を一層厳しく追い詰めている。

揮発油税や軽油引取税などの暫定税率の適用は、平成20年3月末に期限を迎えることになるが、政府は昨年末に暫定税率維持を閣議決定している。石油製品の値上げが中小企業や国民生活を直撃している今、さらに暫定税率を維持することは認められるものではない。

よって、国におかれては、中小企業や国民生活を守るため、道路特定財源の暫定税率の継続を取りやめるよう強くもとめる。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年2月29日

高山市議会